

(4) 府営公園利用者の安全確保の対応の不備

| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------|--------------------|--------------------|-------|------------|------------|-------|-----------------------|------------------------------|--|--|
| 鳳土木事務所 (指定管理者・ 浜寺公園指定管理グループ) | <p>府営公園施設については、利用者の安全を期す必要があるため、消防法に基づく消防施設の点検は府営公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行うことになっており、点検の結果不備が判明した場合には、施設を管理している府(土木事務所)又は指定管理者による対応が必要となる。</p> <p>しかしながら、浜寺公園では以下のとおり、対応が不十分となっていた。</p> <p>1 公園管理事務所の自動火災報知設備について、浜寺公園の指定管理者である浜寺公園指定管理グループによる点検の結果、鳳土木事務所による更新が必要と判明したにもかかわらず、点検後1年以上更新がなされていない。 (検査日：平成24年9月25日)</p> <p>2 プール第1別館消防用設備の点検結果において、設備の一部である施設天井裏の自動火災報知設備感知器については、当該設備への開口部が確保されていないことを理由として、点検不可能となっている。このため、浜寺公園指定管理グループによる感知器の確認及び作動テストが3年以上行われていない。</p> <table border="1" data-bbox="463 1228 1484 1486"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="617 1228 1032 1312">1 公園管理事務所 消防用設備</th> <th data-bbox="1044 1228 1478 1312">2 プール第1別館 消防用設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="463 1320 605 1392">不備判明日</td> <td data-bbox="617 1320 1032 1392">平成24年9月25日</td> <td data-bbox="1044 1320 1478 1392">平成22年9月29日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 1400 605 1486">不備の内容</td> <td data-bbox="617 1400 1032 1486">自動火災報知設備の受信機の更新が必要な状態</td> <td data-bbox="1044 1400 1478 1486">自動火災報知設備感知器の確認及び作動テストができない状態</td> </tr> </tbody> </table> | | 1 公園管理事務所 消防用設備 | 2 プール第1別館 消防用設備 | 不備判明日 | 平成24年9月25日 | 平成22年9月29日 | 不備の内容 | 自動火災報知設備の受信機の更新が必要な状態 | 自動火災報知設備感知器の確認及び作動テストができない状態 | <p>鳳土木事務所は、公園利用者の安全確保のために、更新が必要な消防設備について早急に更新されたい。</p> <p>また、鳳土木事務所及び浜寺公園指定管理グループは、点検が不可能となっている消防設備について、点検が可能となるよう開口部を確保するとともに、点検を早急を実施されたい。</p> <div data-bbox="1516 751 2267 1255" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【消防法】 第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> </div> | <p>1 鳳土木事務所により、公園管理事務所の自動火災報知設備の受信機について、更新を行った。</p> <p>2 浜寺公園指定管理グループにより、プール第1別館消防用設備について、施設天井裏の自動火災報知設備感知器が点検できるよう、当該設備への開口部を確保した。 また、感知器の確認及び作動テストを行った結果、異常はなかった。</p> |
| | 1 公園管理事務所 消防用設備 | 2 プール第1別館 消防用設備 | | | | | | | | | | |
| 不備判明日 | 平成24年9月25日 | 平成22年9月29日 | | | | | | | | | | |
| 不備の内容 | 自動火災報知設備の受信機の更新が必要な状態 | 自動火災報知設備感知器の確認及び作動テストができない状態 | | | | | | | | | | |